インド特許法の基礎(第30回)

~改訂コンピュータ関連発明審査ガイドライン~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

1. はじめに

インドにおいて特許を受けることができる発明は、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法であり(第2条(1)(j))、コンピュータ関連発明も当該発明に含まれる。しかし、数学的方法、ビジネス方法、コンピュータプログラムそれ自体、アルゴリズムは、法上の発明に該当しないとされ(第3条(k))、特許を受けることができない。第3条(k)の審査基準を説明したコンピュータ関連発明(CRIs)審査ガイドラインが2015年8月21日に改訂された 1 (以下、改訂CRIsガイドラインと呼ぶ)。改訂CRIsガイドラインによれば、公知のハードウェアと通常以上に相互作用し、かつ既存のハードウェアの機能性及び性能の変化に影響を及ぼすコンピュータ関連発明も特許付与の対象になり得る点が明確化された。

2. コンピュータ関連発明に係る条文・審査基準等

(1) 関連条文

コンピュータ関連発明の特許性に関連する条文は以下の通りである。

第2条 定義及び解釈

- (1) 本法においては、文脈上他の意味を有する場合を除き、
- ...
- (j) 「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう。

第3条 発明でないもの

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

(k) <u>数学的若しくはビジネス方法、又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズ</u>

(2) 第3条(k)の構造

インド特許法第3条(k)に挙げられている発明除外対象は以下の4つであり、「それ自体 (per se)」の文言はコンピュータプログラムのみに係っている。従って、文言上、インドにおける数

¹ http://www.ipindia.nic.in/iponew/CRI_Guidelines_21August2015.pdf https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/draft_guidelines_cris_jp_201508.pdf